

適切な意思決定支援に関する指針

医療法人 橘会 東住吉森本リハビリテーション病院

1.基本方針

東住吉森本リハビリテーション病院では、人生の最終段階を迎える患者さんが、その人らしく生活していくことができるように、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、多職種から構成される医療・ケアチームで、患者さんとその家族等に対し適切な説明と相談のもと、本人の意思決定を尊重した医療・ケアの提供に努める。

2.人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1)医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける患者さんが多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めるものである。また、本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いを繰り返し行いながら決定する。本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも重要である。
- (2)人生の最終段階における医療・ケアについては、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- (3)医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。
- (4)生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としない。

3.人生の最終段階における具体的な医療・ケアの方針の決定手続き

(1)本人の意思が確認できる場合

- ①本人による意思決定を基本とし、家族や主たる介護者の関与も得ながら、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」を参考に、医療・ケアチームが協力し、医療・ケアの方針を決定する。
- ②時間の経過、心身の状態変化、医学的評価の変更、患者や家族を取り巻く環境の変化等により、意思は変化することがあるため、医療・ケアチームは、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるように支援する。本人が自らの意思を伝える事がで

きなくなる可能性もあるため、その時の対応についても予め家族等を含めて話し合いを行う。

③このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度診療録に記録する。

(2)本人の意思が確認できない場合

①家族等が患者の意思を推定出来る場合には、その推定意思を尊重し、患者にとっての最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームとともに慎重に検討のうえ決定する。

②家族等が本人の意思を推定出来ない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、家族等とチームにより十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとる。また、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じ、このプロセスを繰り返す行う。

③家族等がいない場合、または家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、本人にとって最善と考えられる方針を医療・ケアチームが慎重に検討し決定する。

④このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度診療録に記録する。

4.複数の専門家からなる話し合いの場合

上記の場合における方針の決定に際し、

a.医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合

b.本人と医療チームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

c.家族等の中で意見がまとまらない場合や医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

等については、医療・ケアチームの申し入れにより当院の倫理委員会でその方針を審議する。

5.認知症等で本人による意思決定が困難な患者さんの意思決定支援

認知症等で、自らが意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省の「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限り本人の意思を尊重し、医療・ケアチームの支援をもとに家族、関係者と話し合い、最善と考えられる意思を反映した決定に努める。

6.身寄りが無い患者さんの意思決定支援

身寄りが無い患者さんにおける医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力の程度や入院費用等の資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を踏まえ、本人の意思を尊重しつつ厚生労働省の「身寄りが無い人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考にして、その意思決定を支援する。

7.参考資料（厚生労働省資料）

- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン：厚生労働省 2018年3月改訂
- ・ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン：厚生労働省 2018年6月
- ・ 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン：厚生労働省 2019年5月

附則

2024年5月1日制定